

豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱

〔平成19年9月3日
子ども家庭部長決定〕

制定 昭和53年 8月21日
全部改正 平成19年 9月 3日
改正 平成21年 6月 4日
改正 平成24年 7月 9日
改正 平成26年 7月10日
改正 平成27年 9月17日
改正 平成27年12月28日
改正 平成29年 6月30日
改正 平成30年 5月16日
改正 平成31年 1月28日
改正 令和元年 10月30日
改正 令和2年 3月30日

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助事業（第3条－第7条）
- 第3章 実費徴収に係る補足給付事業（第8条－第12条）
- 第4章 雑則（第13条－第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とし、私立の特定子ども・子育て支援施設のうち幼稚園に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）又は幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。ただし、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）」に定められた特定教育・保育施設に該当する施設は対象から除く。

（用語）

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）私立幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立の幼稚園をいう。

（2）幼稚園類似の幼児施設

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（東京都総務局長決定58総学一第138号。以下「都要綱」という。）に定める幼稚園類似の幼児施設をいう。

(3) 私立の特定子ども・子育て支援施設

法第7条第10項に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。

(4) 幼児

当該補助年度に、満4歳、満5歳、満6歳に達する者及び満3歳に達した者をいう。

ただし、学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園又は幼稚園類似の幼児施設に通園している場合には、これらの者も含めることができる。

(5) 小学校就学前子ども

法第30条の4第1項第1号から第3号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第30条の5に定める認定を受けた幼児（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）をいう。

(6) 保護者

幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園、又は幼稚園類似の幼児施設に保育料を納入する義務を負っている者をいう。

(7) その他の納付金

保護者が私立幼稚園に納入するものであり、私立幼稚園が園則で定めた保育料、一部の幼児を対象とする費用及び実費負担額を除く費用のうち、保護者が毎年度徴収されるものをいう。

第2章 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助事業

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、当該補助年度に区内に住所を有する幼児の保護者であって、当該月分の保育料を納入した施設等利用給付認定保護者又は幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体が行う同種の補助金の交付対象となったものに対しては、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額はつぎのとおりとする。

(1) 施設等利用給付認定子ども1人について、第1子月額6,000円、第2子以降月額4,000円に、都要綱第6の(1)に定める補助金月額を加えた額とする。ただし、施設等利用給付認定保護者が負担する入園料、保育料から豊島区施設等利用費の給付要綱に基づく施設等利用費を減じた額が補助単価に満たないときは、当該保育料を限度とし、都要綱別表第2の(注1)に規定する世帯については、当該保育料及びその他の納付金を限度とする。また、世帯全体の区市町村民税所得割課税額が不明である施設等利用給付認定保護者に対しては、世帯区分を都要綱第6の(1)に定める区分を超える最高所得階層とし、補助金審査算定を行う。

(2) 幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児1人について、第1子月額12,500円、第2子以降月額10,500円に、都要綱第6の(3)に定める補助金月額を加えた額とする。ただし、保護者が負担する保育料及び入園料の合計額を限度とする。また、世帯全体の区市町

村民税所得割課税額が不明である幼児の保護者に対しては、世帯区分を都要綱第6の(3)に定める区分を超える最高所得階層とし、補助金審査算定を行う。

- 2 区市町村民税所得割課税額の判定について、当該年度の4月から8月分までは前年度の区市町村民税所得割課税額で判定し、9月から翌年3月分までは当該年度の区市町村民税所得割課税額で判定する。
- 3 月途中で幼児の住所が変更になった場合又は月途中で特定子ども・子育て支援施設等を入退園した場合は、原則として、日割りで算定を行うものとする。なお、日割りで算定を行う際に端数が生じた場合、都要綱第6の(1)又は第(3)に定める補助金月額については100円未満を切捨てし、その他の補助金月額については100円未満を四捨五入して算定を行う。
- 4 寡婦・寡夫控除が適用されない未婚のひとり親(養育者及び扶養義務者に限る)のうち、以下の要件を満たすものについては、第5条第4項に定める申請がされたときは、所得の算定において、寡婦・寡夫控除を受けた者と同様、27万円(つぎの第1号のうち扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である場合には35万円)を控除することとし、(以下「みなし適用」という。)世帯区分を算定する。
 - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者)を有するもの
 - (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、つぎの各号に定める書類を提出し、補助金の交付申請をするものとする。
- (1) 施設等利用費及び私立幼稚園等園児保護者補助金申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)
 - (2) 私立幼稚園等在籍証明書兼提供証明書
 - (3) 保育料を納入した証明書
 - (4) 前年度及び当該年度の住民税の課税証明書等
 - (5) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書
 - (6) 私立幼稚園園児保護者補助金申請にかかる個人番号の調書(別記第2号様式)
 - (7) 生活保護受給証明書
 - (8) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項第4号から第7号に規定する書類は、保護者が区の公簿等により確認することに同意し、かつ公簿等による確認ができた場合において、添付を省略することができる。
 - 3 第1項の申請書は、区が指定した申請期間までに区長に提出するものとする。この日までに提出しない場合は、当該年度の私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金は交付しない。
 - 4 前条第4項の寡婦・寡夫控除のみなし適用を受けようとする保護者は、「豊島区寡婦・寡夫控除みなし適用の申出書」(別記第3号様式)に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は、申請内容に変更があった場合は、「申請者変更届兼振込先口座変更届」(別記第4号様式)又は「氏名変更届」(別記第5号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付するものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付の可否を決定し、交付を可とするときは施設等利用費及び豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により、交付を不可とするときは、施設等利用費及び豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金不交付決定通知書(別記第7号様式)により保護者に通知するものとする。

3 補助金は、前期分と後期分の2回に分けて交付する。

第3章 実費徴収に係る補足給付事業

(補助金の交付対象)

第8条 補助金は、当該補助年度に区内に住所を有する施設等利用給付認定保護者であって、つぎの第1号若しくは第3号に該当する者又は第2号に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者に対して交付する。

(1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割課税額が21万1,201円未満である者

(2) 小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。)が同一の世帯に三人以上いる場合の小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者

(3) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項に定める区市町村民税を課されない者に準ずる者

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体が行う同種の補助金の交付対象となったもの又は前項第2号に該当するものを除き、世帯全体の区市町村民税所得割課税額が不明である世帯の施設等利用給付認定保護者に対しては、補助金を交付しない。

3 区市町村民税所得割課税額の判定について、当該年度の4月から8月分までは前年度の区市町村民税所得割課税額で判定し、9月から翌年3月分までは当該年度の区市町村民税所得割課税額で判定する。

4 寡婦・寡夫控除が適用されない未婚のひとり親(養育者及び扶養義務者に限る)のうち、以下の要件を満たすものについては、所得の算定において、寡婦・寡夫控除を受けた者と同様、27万円(つぎの第1号のうち扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である場合には35万円)を控除することとし、(以下「みなし適用」という。)世帯区

分を算定する。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が 38 万円以下の者)を有するもの
- (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が 38 万円以下の者)を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

(補助金の額)

第9条 補助金となる費用の種類及び補助限度額はつぎのとおりとする。ただし、施設等利用給付認定保護者が負担する副食材料費又は主食材料費の月額実費徴収額がつぎの補助限度額に満たないときは、当該副食材料費又は主食材料費の月額実費徴収額を限度とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助 月額 4,500 円
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する主食材料費に要する費用の補助 月額 3,000 円

2 前項における副食の提供に係る実費徴収額の算出に当たっては、実際に要した副食材料費に相当する費用(各施設に係る「1食あたり副食費相当額」を算出のうえ、給食提供日数を乗じて算出した額)を用いるのが基本であるが、「1食あたり副食費相当額」の算出が困難な場合、(外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等)においては、例外的に、つぎのとおり便宜的な算出方法を用いることも可能とする。

- (1) 園における1食あたり給食費×「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」
- (2) 園における1食あたり食材料費相当額×「食材料費に占める副食材料費の割合」
- (3) 一律 225 円

3 第1項により算定した補助金の額に端数が生じた場合、第1項各号に定める費用の種類毎、各月毎に10円未満を切り捨てして算定を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする保護者は、つぎの各号に定める書類を提出し、補助金の交付申請をするものとする。

- (1) 実費徴収に係る補足給付交付申請書(別記第8号様式)
- (2) 給食の提供に係る領収証(別記第9号様式)又は給食費を納入した証明書
- (3) 前年度及び当該年度の住民税の課税証明書等
- (4) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書
- (5) 私立幼稚園園児保護者補助金申請にかかる個人番号の調書(別記第2号様式)
- (6) その他区長が必要と認める書類

2 前項第3号から第5号に規定する書類は、保護者が区の公簿等により確認することに同意し、かつ公簿等による確認ができた場合において、添付を省略することができる。

3 第1項各号に掲げる書類は、区が指定した申請期間までに区長に提出するものとする。この日までに提出しない場合は、当該年度の実費徴収に係る補足給付補助金は交付しない。

4 第8条第4項の寡婦・寡夫控除のみなし適用を受けようとする保護者は、「豊島区寡婦・寡夫控

除みなし適用の申出書」(別記第3号様式)に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第11条 補助金の交付を受けようとする保護者は、申請内容に変更があった場合は、「申請者変更届兼振込先口座変更届」(別記第4号様式)又は「氏名変更届」(別記第5号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 区長は、補助金の交付申請があったときは、実費徴収に係る補足給付交付申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付するものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付の可否を決定し、交付を可とするときは施設等利用費及び豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により、交付を不可とするときは、施設等利用費及び豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金不交付決定通知書(別記第7号様式)により保護者に通知するものとする。

3 補助金は、前期分と後期分の2回に分けて交付する。

第4章 雑則

(補助金に関する調査)

第13条 区長は必要と認めた場合には、補助金の交付を受けた保護者及び施設の設置者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第14条 区長は、保護者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたとき、又は補助額が保護者が私立幼稚園等に納入した保育料又は給食の月額実費徴収額を上回ると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第16条 この要綱に規定する関係書類の保存は、5年とする。

附 則

1 この要綱は、昭和53年8月21日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

2 東京都豊島区私立幼稚園園児保護者負担軽減補助金交付要綱及び同幼稚園類の幼児施設に対する保護者負担軽減補助金交付要綱(昭和51年7月30日区長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月27日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年8月2日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年5月20日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月20日から施行し、改正後の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年8月27日から施行し、改正後の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月4日から施行し、改正後の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月9日から施行し、改正後の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月18日から施行し、改正後の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年6月7日から施行し、改正後の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年5月7日から施行し、改正後の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月24日から施行し、改正後の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、補助金、助成金等の請求書廃止に伴う関係要綱の整理に関する要綱に基づき、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月16日から施行し、改正後の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年5月17日から施行し、改正後の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年5月15日から施行し、改正後の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年6月19日から施行し、改正後の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年6月9日から施行し、改正後の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月17日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月16日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年9月3日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規程により、子ども家庭部長の決定区分とする。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月4日から施行し、改正後の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月10日から施行し、改正後の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、決裁後施行し、改正後の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行し、改正後の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行時期)

- 1 この要綱は、令和元年10月30日から施行し、改正後の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年9月以前の補助額の算定における第1条から第4条までの規定の適用については、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式用の紙については、現品の存する限り、所要の改正を加え、なお使用することができる。